

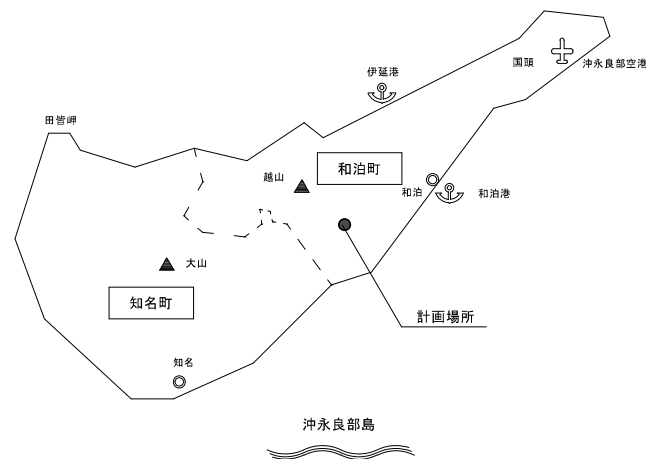
大城小学校バリアフリー改修工事

図面リスト

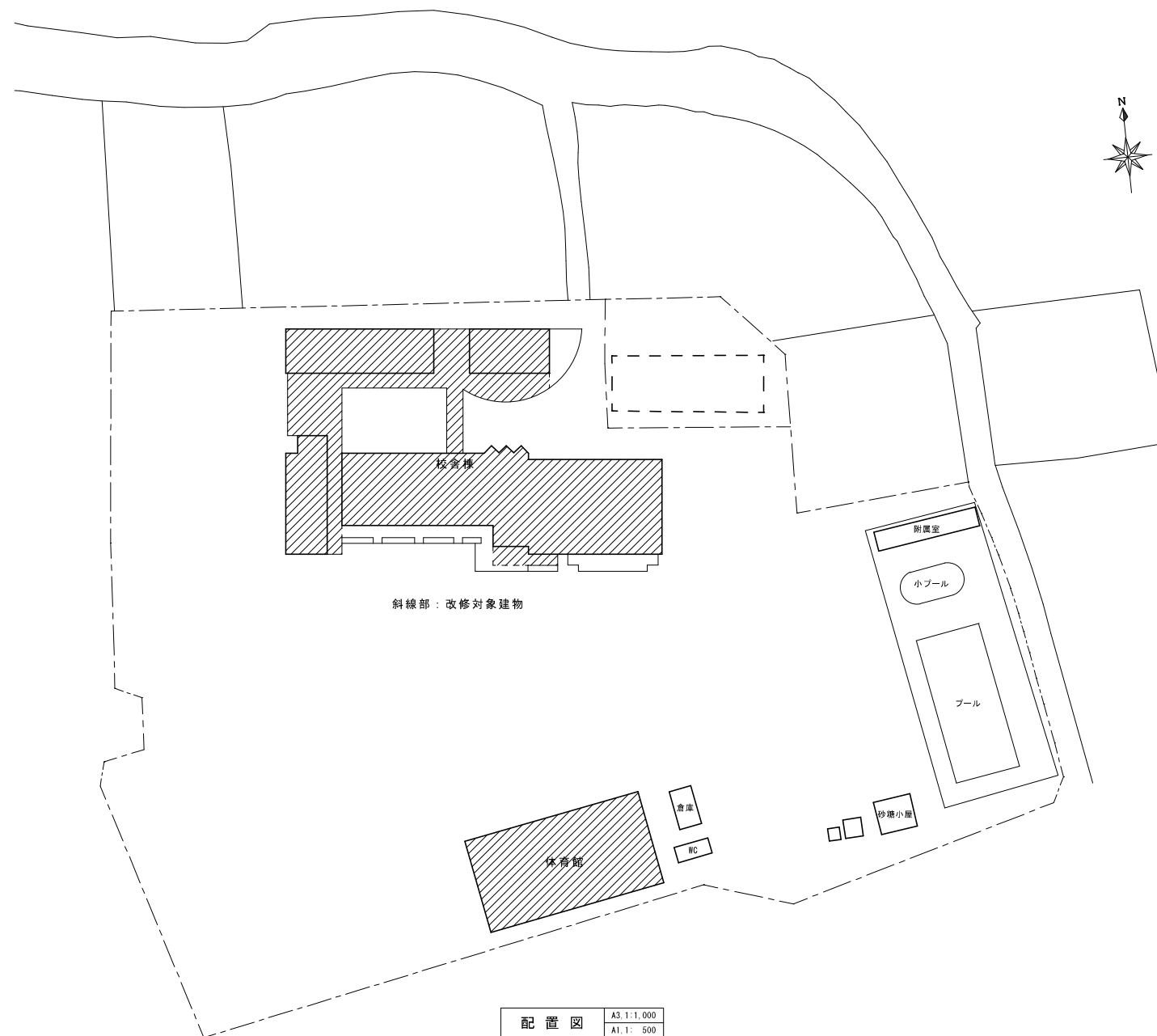
意 匠 図 面		電 気 設 備 図		機 械 設 備 図	
図面番号	種 別	図面番号	種 別	図面番号	種 別
D-00	表紙、図面リスト	E-01	電気設備特記仕様書	M-01	機械設備特記仕様書
-01	建築改修工事特記仕様書（その1）	-02	多目的トイレ配線図（改修後）	-02	衛生器具表・凡例表・機器表・多目的トイレ詳細図・平面図（改修後）
-02	建築改修工事特記仕様書（その2）				
-03	建築改修工事特記仕様書（その3）				
-04	建築改修工事特記仕様書（その4）				
-05	建築改修工事特記仕様書（その5）				
-06	建築改修工事特記仕様書（その6）				
-07	付近見取図、配置図				
-08	既存 1階平面図				
-09	既存 2階平面図				
-10	改修 1階平面図				
-11	多目的トイレ矩計図（既存・改修後）				
-12	多目的トイレ平面詳細図・展開図（既存・改修後）				
-13	段差解消詳細図				

[illegible]

[illegible]



沖永良部島



斜線部：改修対象建物

DIRECTOR

占川

CHIEF


DRAW	

工 事 名	
図 名	

大城小学校バリアフリー改修工事

付近見取図、配置図

DATE	R6.07.31
SCALE	A3, 1:1,000

JOB NO. POS-111F
一級建築士 建築

SHEET NO.	A - 0 7
-----------	---------

ARCHI-PLAN
一級建築士事務所 (株)アーキ・プラン
〒890-0082 鹿児島市紫原三丁目44-18

〒890-0082 鹿児島市紫原三丁目44-1

ARCHI-PLAN
一級建築士事務所 (株)アーキ・プラン
〒890-0082 鹿児島市紫原三丁目44-18

DIRECTOR

占川

CHIEF


DRAW	

工事名	
図名	

大城小学校バリアフリー改修工事

付近見取図、配置図

DATE	R6.07.31
SCALE	A3, 1:1,000

JOB NO. POS-111F
一級建築士 建築

SHEET NO.	A - 0 7
-----------	---------

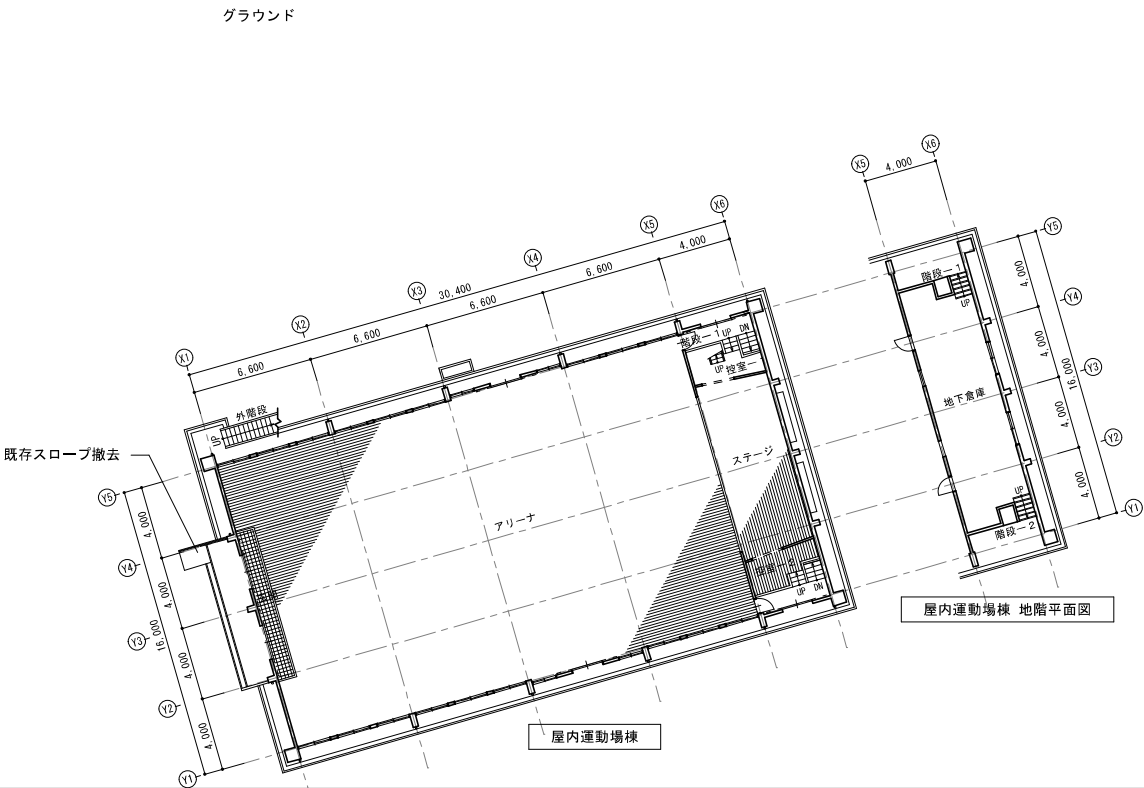
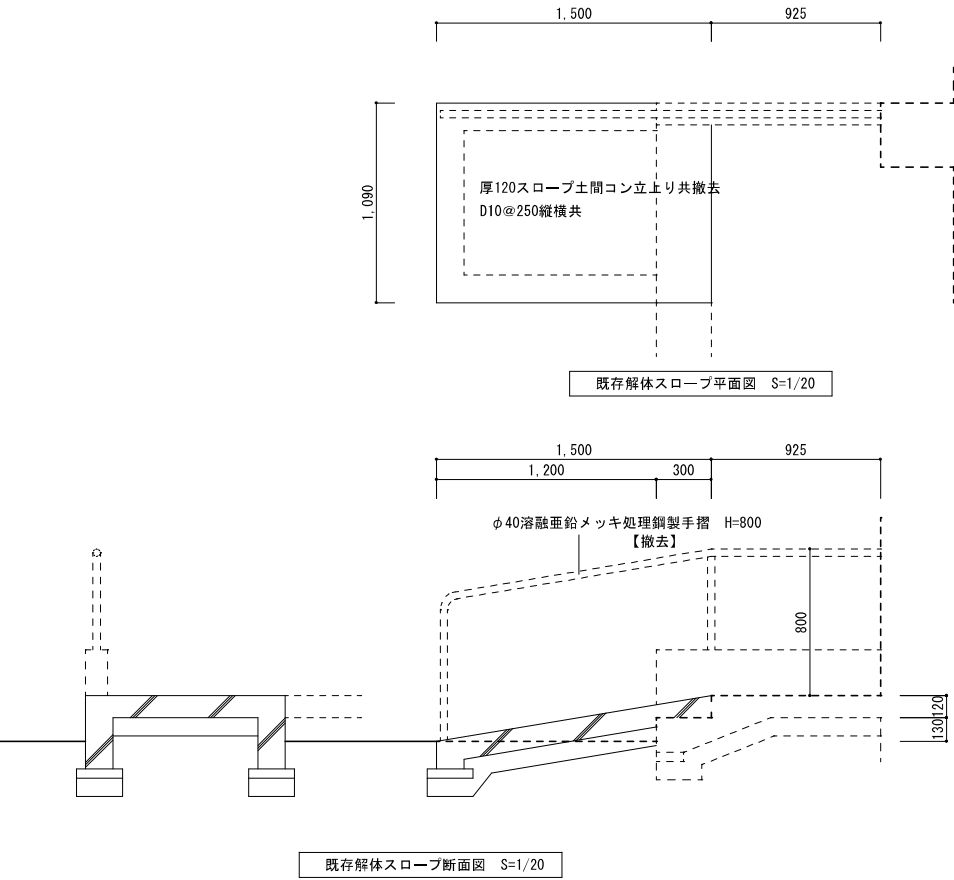
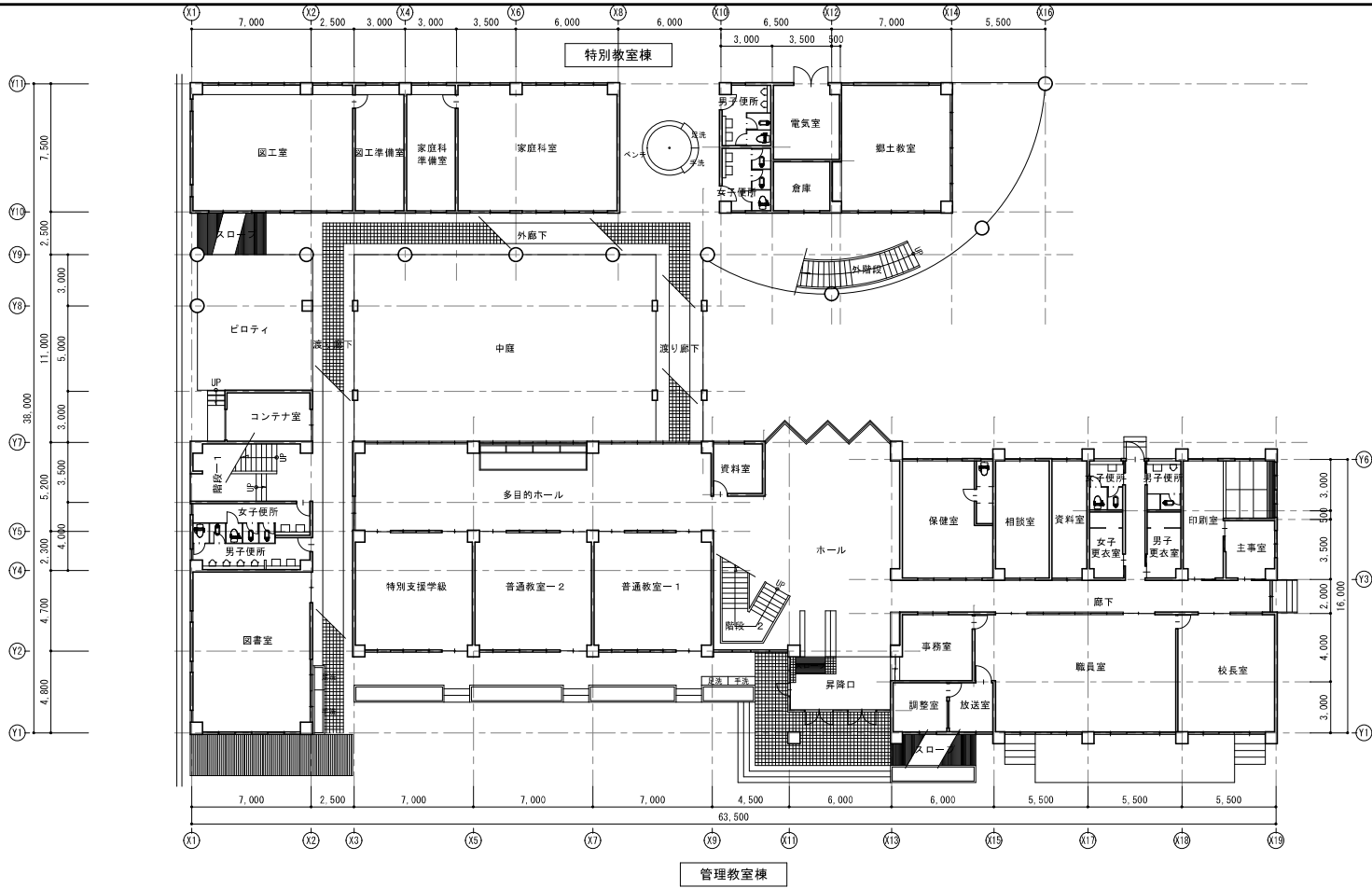
ARCHI-PLAN
一級建築士事務所 (株)アーキ・プラン
〒890-0082 鹿児島市紫原三丁目44-18

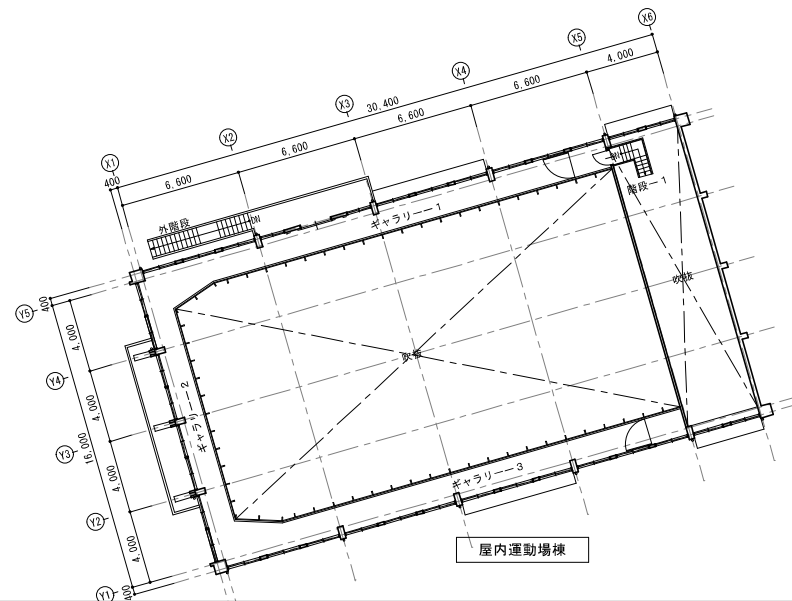
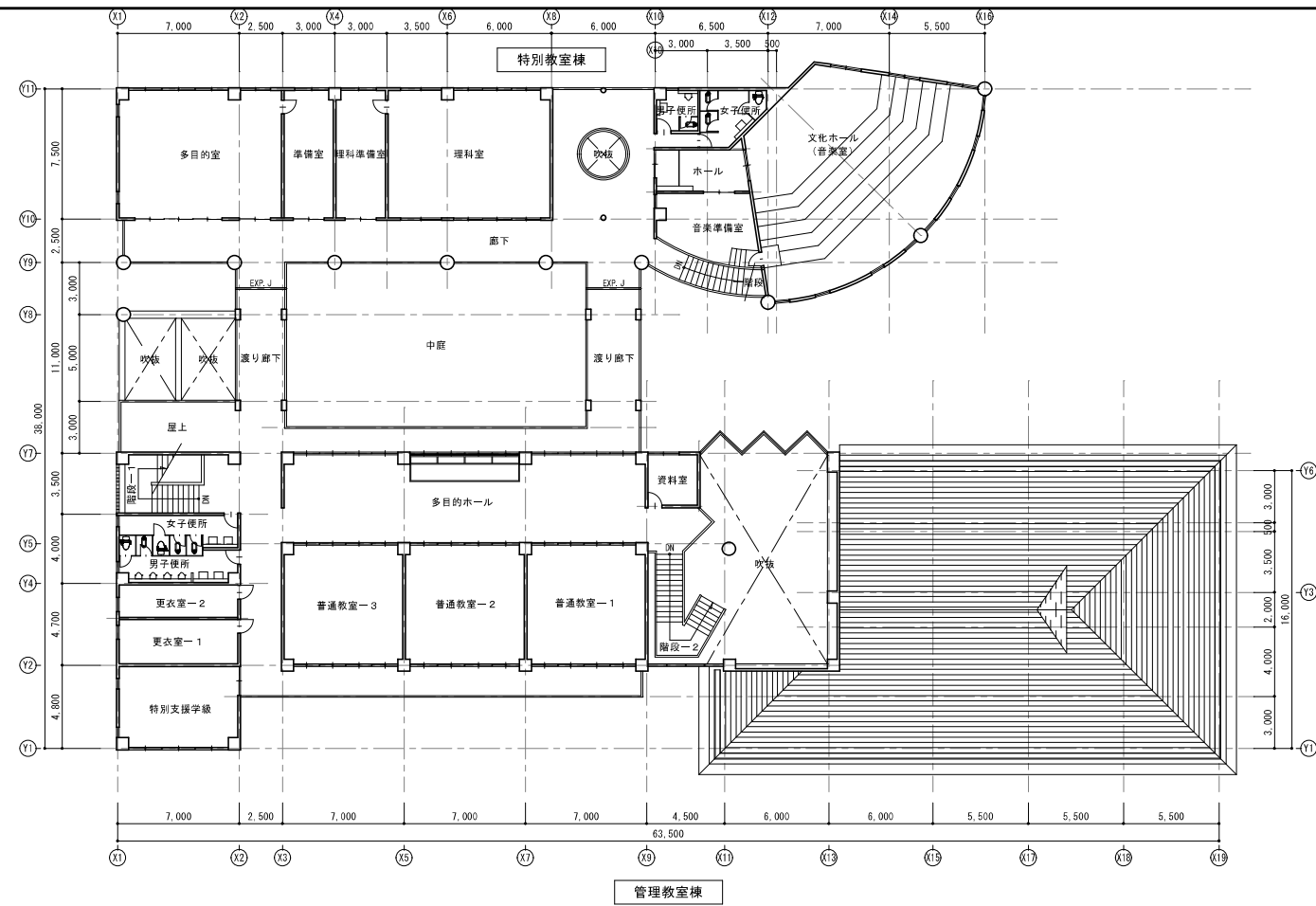
〒890-0082 鹿児島市紫原三丁目44-1

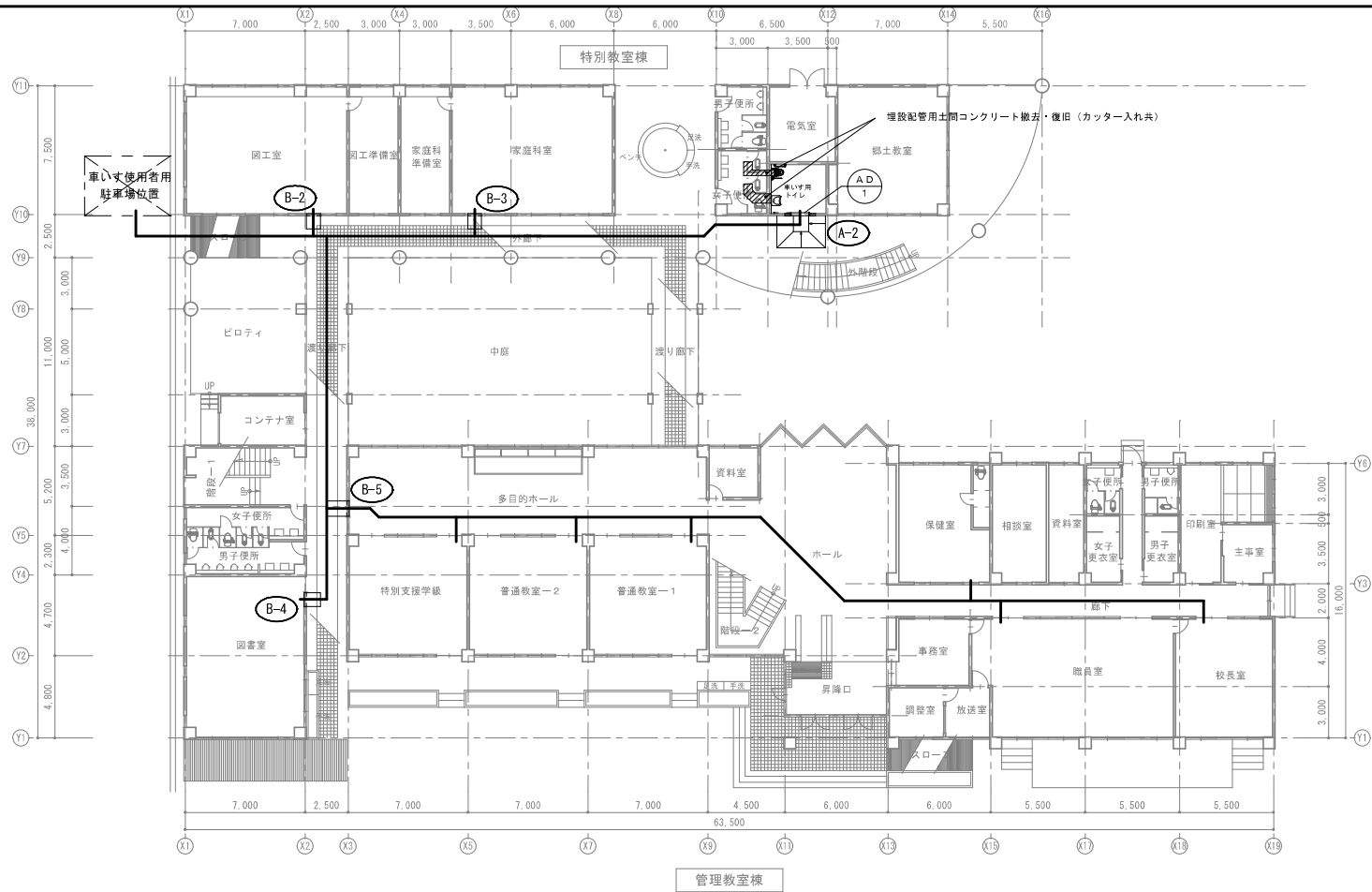


屋内運動場スロープ解体参考数量

種 別	摘 要	数 量	単 位
コンクリート	土間、立上り共	0.30	m3
D10	@250縦横共	6.0	kg
D13	端部	6.0	kg
砕 石	厚100	0.12	m3
鋼 製 手 摺	φ40溶融亜鉛メッキ処理 L=3.7m	1	か所







建具表		
符号・場所	A/D	A3.1:100 A1.1: 50
外 観 要 図		
形 式	片引きアルミハンガードア	
見 込	メーカー仕様による	
仕 上	アルミパネルフラッシュ	
ガ ラ ス	厚4強化型板	
金 物 ・ 備 考	ハンガー設置、アルミ三方枠、ステンレス床見切、表示錠、 ステンレス引棒、アルミガラリ、他付属金物一式	

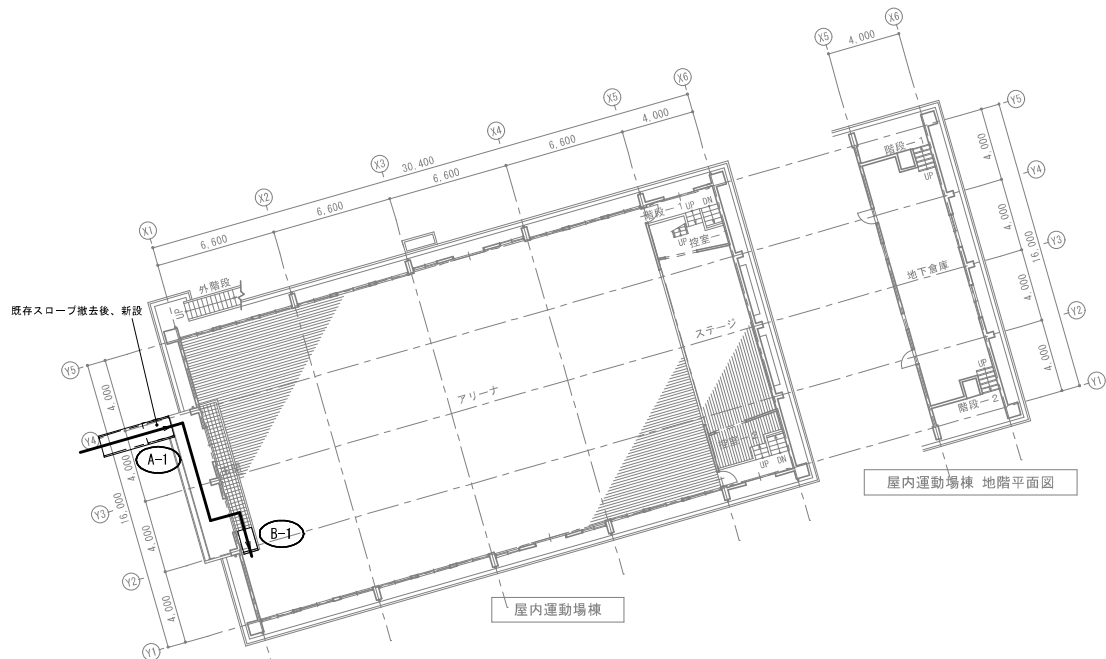
【 凡 例 】

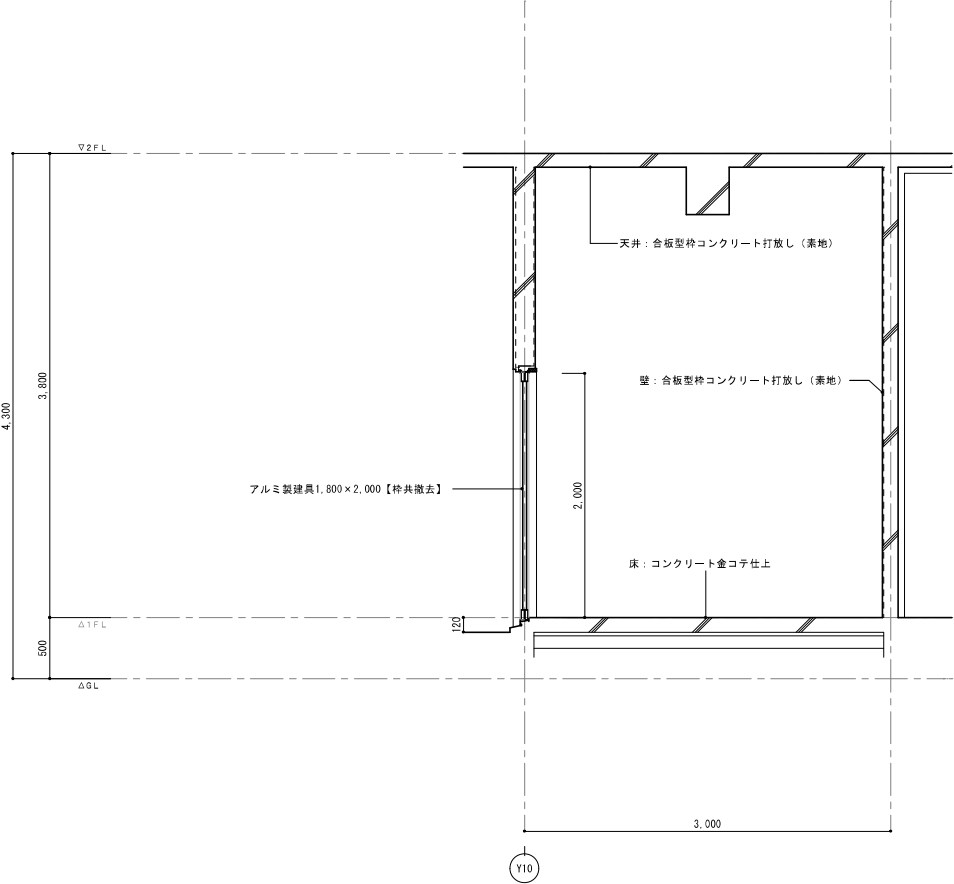
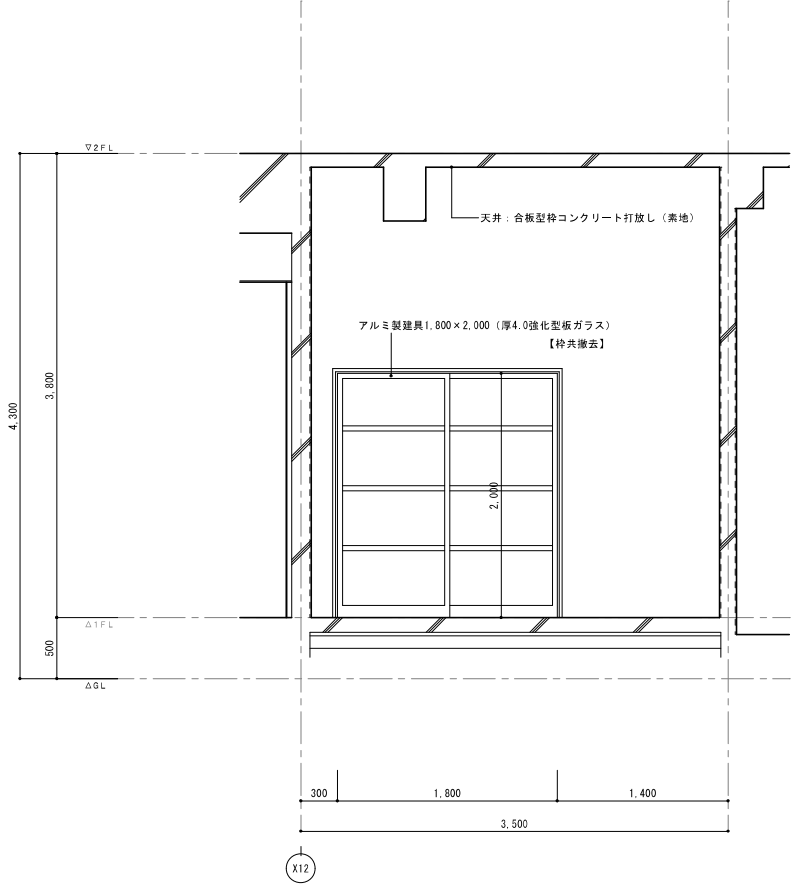
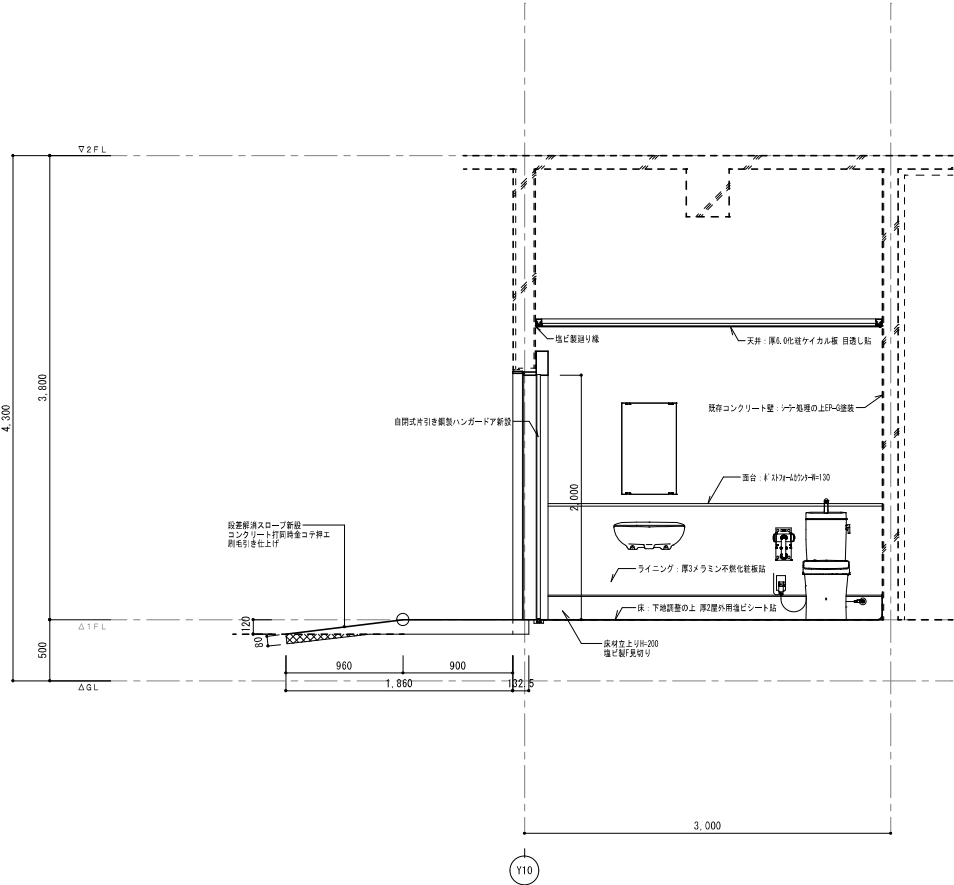
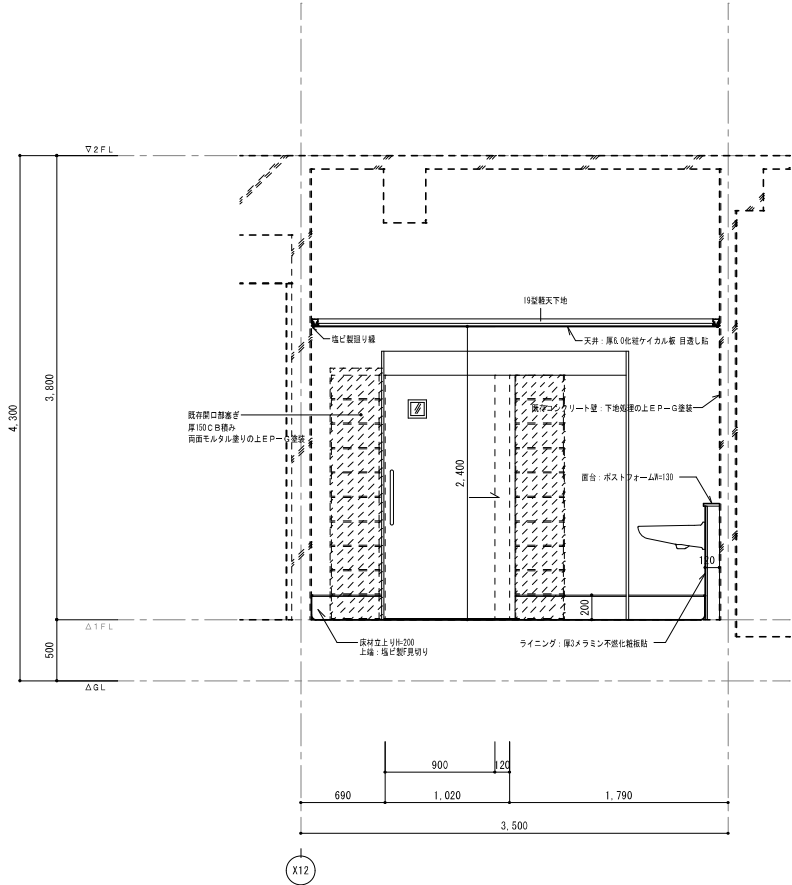
記 号	表 示	
		車いす使用者の導線
A-O		R C造スロープ新設
B-O		鋼製スロープ新設

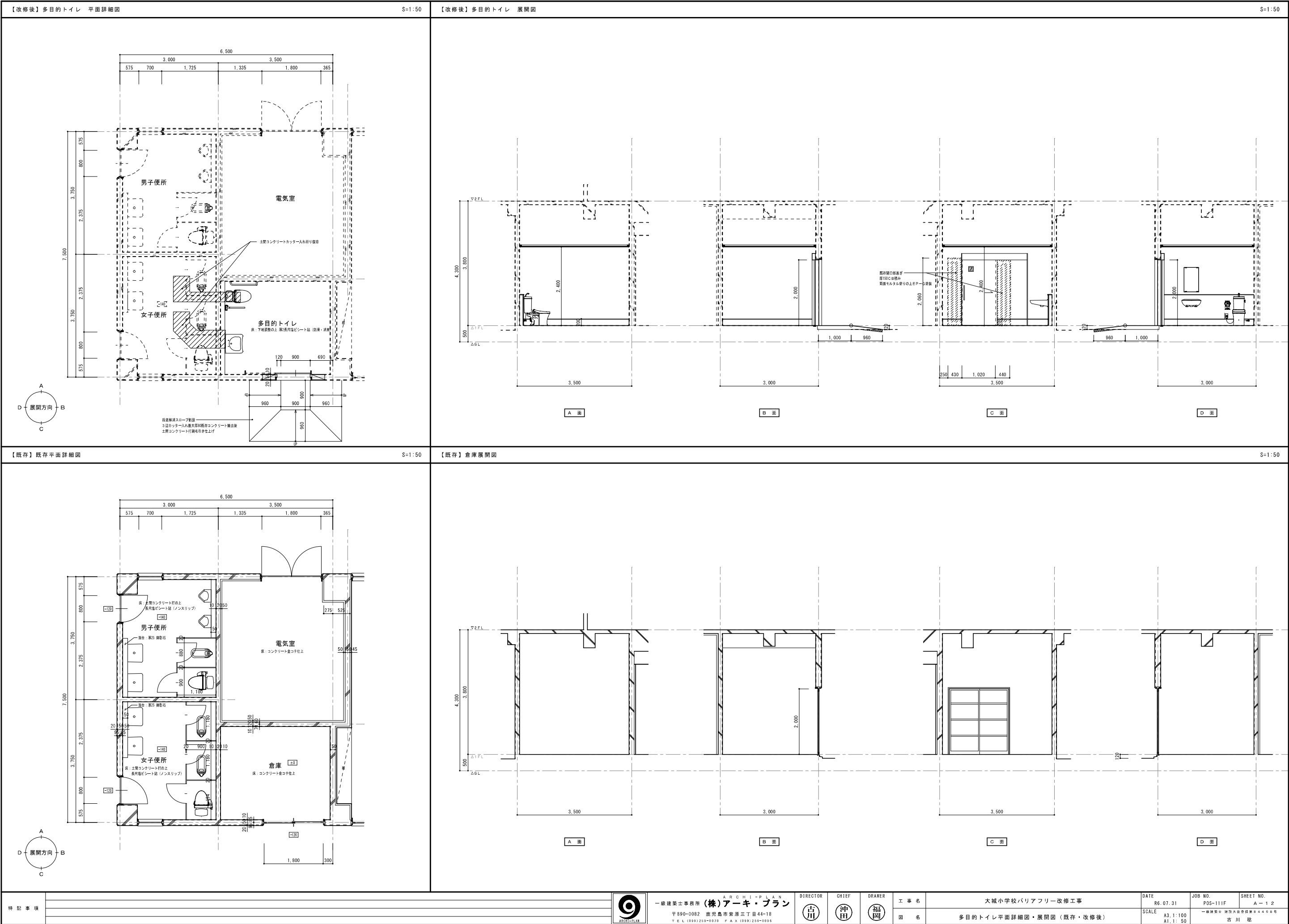
【スロープ寸法表】 単位：mm

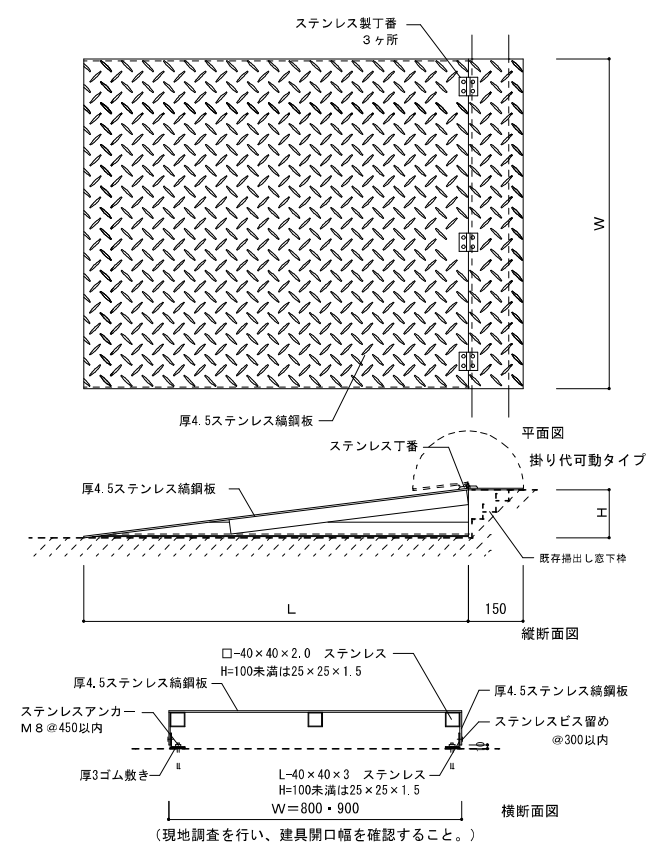
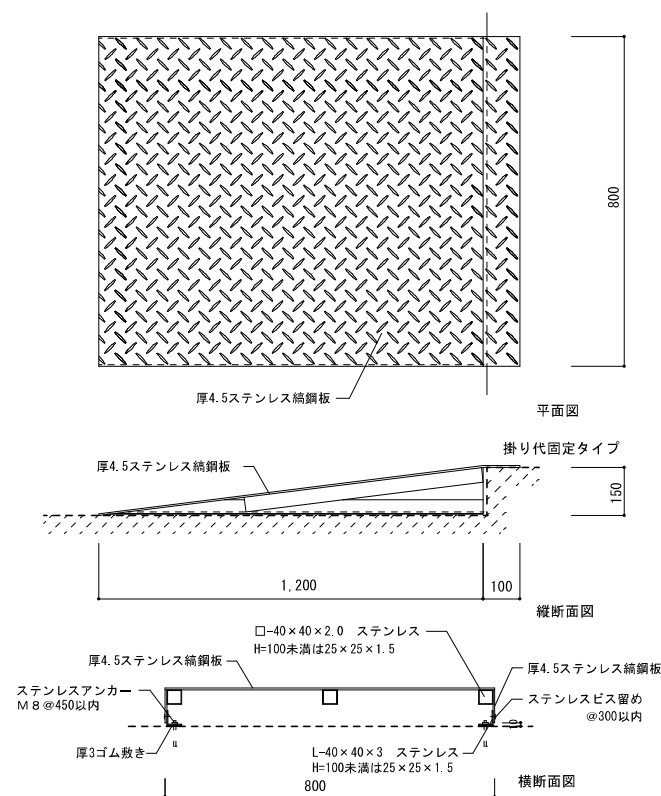
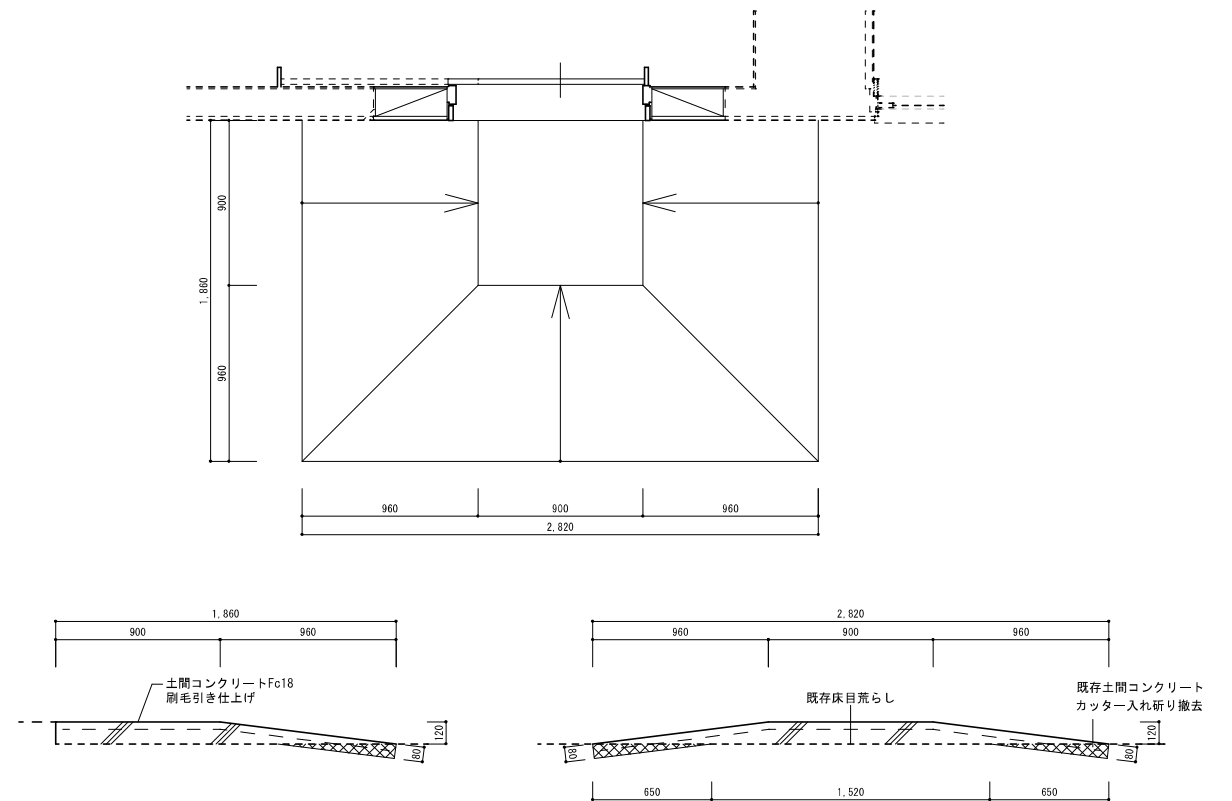
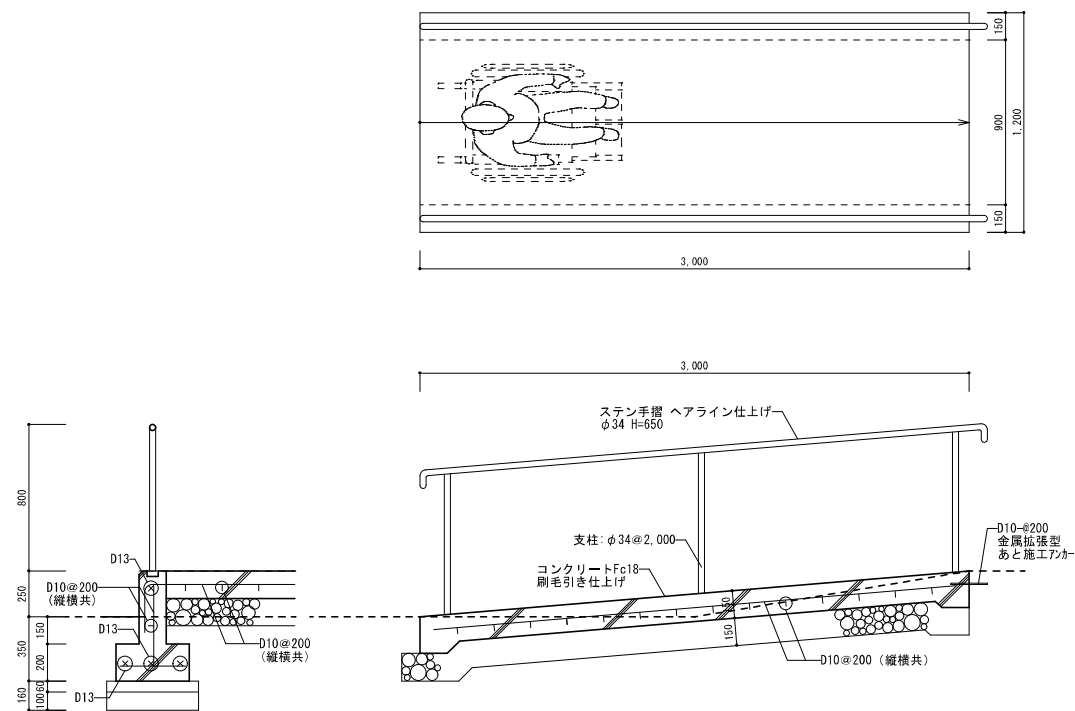
記号	種別	高さ	巾	長さ	掛り代	備考
A-1	RC	250	1,200	3,000	—	
A-2	RC	120	—	960	—	三方
B-1	鋼製	150	800	1,200	100(固定)	
B-2	鋼製	90	800	750	150(可動)	
B-3	鋼製	90	800	750	150(可動)	
B-4	鋼製	100	800	800	150(可動)	
B-5	鋼製	140	900	1,150	150(可動)	

※取りつく開口巾、高さを現地調査し、監督員の承諾を得て製作すること。
※ガタつきの無いよう取りつけること。

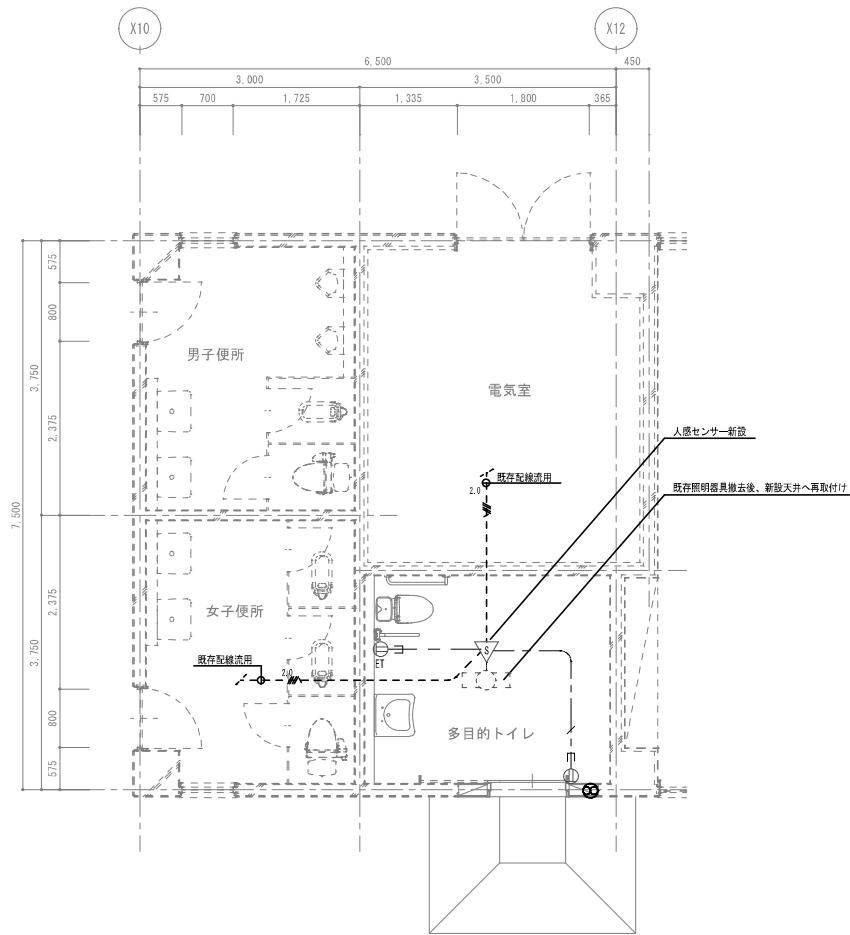








記 号	L	H	W
B-2	750	90	800
B-3	750	90	800
B-4	800	100	800
B-5	1,150	140	900



凡 例

	LED 既存照明器具 (移設)
	人感センサー親機 (8A) 広角検知
	埋込コンセント 2P15A×1ET SUS・P付
	埋込コンセント 2P15A×1 SUS・P付
	換気扇 (機械設備)

既存照明器具は撤去後、新設される天井面に再取付とする。
スイッチから人感センサーに切り替えること。

特記なき配線は下記による。

	EM-EFF 2.0-3C 天井コログシ配線
	EM-EFF 1.6-2C 天井コログシ配線
	EM-EFF 1.6-3C メタルモール配線
	壁貫通コアー抜き (50φ)

壁露出配線はメタルモール配線とする。

特 記 仕 様 書

建物概要	構造	●RC	○SRC	○S	○W
	階	地下	階	地上	階
	延べ面積	㎡ (対象面積)		㎡	
	建物用途	建築基準法別表第一 耐震安全性の分類 ○特定の施設 ○一般の施設 地域係数 ●1.0 ○()			
工事項目					
給排水衛生工事			空気調和工事		
●衛生器具工事			○空調配管工事		
●給水工事			○ガス工事		
●排水工事 (含通気)			○浄化槽工事		
○給湯工事			○厨房器具工事		
I 一般事項					
1. 本工事は、本特記仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版）並びに同上監修公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版）（以下標準仕様書という）、国土交通省国土技術政策総合研究所監修建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）による。					
2. 本工事の使用資材の品質、規格、種別等は、本特記による。					
3. 本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続等の費用はすべて受注者の負担とする。					
4. 施工計画書は、着工に先だち、監督職員に提出する。（但し●印のみ）					
5. 本工事にて下記の当該種別技能士を適用させる。（但し●印のみ） ○配管技能士 ○ダクト・格金技能士 ○熱絶縁施工技能士 ○冷凍、空気調和機器施工技能士〔標P-16 1.5.2〕					
6. 本工事で、特記事項に定める「立会検査を要する施工工程」に達するときは、事前に監督員に連絡して立会検査もしくは指示に従うこと。（標P-17 1.5.6）					
7. 設計図書に明記なくとも関係法令上または機器の機能上当然必要となるものについては、原則として該負金の範囲内で施工する。					
8. 発生の処理等については、図示によること。〔標P-10 1.3.9〕					
9. 本工事の施工に伴う既設建築物の破損箇所は従来にならない復旧する。					
10. 前払金について ○契約金額の40%の範囲内で請求することができる。 ○出来高予定額の40%の範囲内で請求することができる。 〔契約会計年度の率は、契約金額の %程度、次年度の率は %程度である ○建設工事請負契約書第41条第3項を適用し、原則として契約会計年度に翌会計年度分も含めて、契約金額の40%の範囲内で請求することができる。〕					
11. 中間前金払い又は部分払いについて 本工事において、中間前金払い又は部分払いのいずれかを選択するものとする。 1) 中間前金払い ○中間前金払いを選択した場合、部分払いは行わない。 ○中間前金払いを選択した場合でも、契約会計年度末には出来高予定額に応じた部分払いを受けることができる。〔契約会計年度出来高予定 %〕 中間前金払いは契約金額の20%以内とし、前金払いとの合計額が契約額の60%を超えないものとする。 2) 部分払い 本工事で前払い金を支払ったものについては2回、支払いがなされないものについては3回を超えて部分払いはすることはできない。					
12. 「工事カルテ」の作成が必要である場合（工事請負代金が500万円以上）には、工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督職員に提出し承諾を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに登録するとともに登録結果（工事カルテ受領書）の写しを監督職員に提出すること。（受注時、変更時及び完成時）ただし、期間については契約締結後、土、日、祝日を除く10日以内とする。（標P-5 1.1.4）					
13. 下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用について 1) 受注者は、工事の一部を下請に付する場合は、施工地を管轄する地域振興局等の管内に主たる営業所を有する者を使用するように努めることとする。 2) 受注者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。 3) 監督職員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督職員に提出すること。 14. 県産資材等の優先使用について 1) 工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く（資材業者等から調達する）よう努めることとする。 2) 受注者は、「材料使用実地調査」において、すべての資材については県産資材使用の有無を記載するとともに、以下に示す事項を指定した報告書に添付し提出する。県産資材等を使用しない場合は、「県産資材等不使用状況報告書」を監督職員に提出し、承諾を得なければならぬ。 《指定資材（7品目）》 生コン（レディミクストコンクリート）、コンクリート二次製品、石材類、アスファルト合材、木材、樹木、野芝 3) 前項の「県産資材等不使用状況報告書」において、第1項の資材業者等から調達しない場合は、その理由を記載すること。 4) 受注者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」の電子（エクセル）データを監督職員に提出すること。					
15. 各工種の施工にあたっては、関係法令に定められた有資格者を配置すること。					
16. ダンプトラック等による過積載等の防止について 1) 工事用集積材等の積載高は過積載のないようにすること。 2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。 3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。 4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプトラックが、工事現場に出入りすることがないようにすること。 5) 「土砂を運搬する大型自走車両による交通事故の防止に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 6) 下請け契約の相手方は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるものまたは、業務に關しダンプトラック等によって悪質な重大な事故が発生させたものを排除すること。 7) 1)～6) のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。					
II 特記事項					
1. 特殊な材料と工法 標準仕様書に記載されていない特殊な材料により施工する場合は監督職員の承諾を得ること。なお、特殊な材料による施工は当該製品の指定方法による。					
2. 建設工事との取合 壁面、天井面等に機器取付のため必要な開口部等を設ける場合の施工の範囲は、設計図書等に明記のない場合は、監督職員の指示によること。					
3. 関連工事等の調整 関係工事等については、当該工事関係者と協力し、工事の円滑な進捗を図るものとし、疑問が生じたら監督職員の指示によること。					
4. 施工過程における調整 工事現場進行の過程における調整については、地域振興局・支庁の建築担当職員と充分に打合せを行い、指導を受けること。					
5. 完成図 発注図面・施工現場と一致するよう訂正をした後、下記製本およびCD-ROMを提出する。 〔標P-19 1.7.2〕（●A-4版1部、●A-3縮小版2部、○A-1サイズ部）					
6. 試験成績書 都市ガス設備、液化石油ガス設備は、ガス供給事業者の規定する気密試験成績書を2部提出する。気密仕様様式による。その他の試験成績書は監督職員の指示による。（標P-17 1.5.5）〔標P-18 1.7.1〕					
7. 申請書類 本工事の施工に必要な官公署への申請書類は原本またはその写しを2部ずつ作成し、完成図と一緒に提出する。（標P-5 1.1.3）〔標P-18 1.7.1〕					
8. 工事報告 工事報告は、別に定める工事出来高報告書により毎月末見込みの出来高等を当月の20日までに監督員に提出する。（A-4版）					
9. 工事の記録等（工事写真） (1) 監督職員の指示した事項及び監督職員と協議した結果について、記録を整備する。 (2) 工事の施工に当たり、試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。 (3) 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。 (ア) 設計図書に定められた施工の確認を行った場合 (イ) 工事の施工による隠ぺい等で、後日の目視に検査が不可能又は容易ではない部分の施行を行う場合 (ウ) 一工程の施工を完了した場合 (エ) 適切な施工の証明を監督職員に指示された場合 (4) (1)から(3)までの記録について、監督職員から請求されたときは、提示又は提出をする。 (5) 工事写真は原則としてデジタル写真とし、ファイル形式及び画素数については「鹿児島県電子納品ガイドライン(案)」に準ずること。					
10. 施工見本 管の接合、ダクトの接続、保温については、原則として見本を整備すること。その他監督職員との協議により必要と認められたもの等については、監督職員の指示により見本を整備すること。					
11. 工事打合簿 工事打合簿については、電子メールにて取り交わすことができる。					

III 特記仕様（下記項目及び特記事項中●印を付けたものを本工事に適用）

項 目	特 記 事 項																																		
1. 共通事項																																			
1. 環境への配慮	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に定めるところにより、環境負荷を低減できる機器及び材料を選定するように努める。（標P-11 1.4.1）																																		
2. 機 材	使用資機材は、原則新品とし、JIS・JWWA等標準仕様書に定められた規格品とする。 使用機材は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」記載品、または同等品以上のものとする。（標P-11 1.4.2）																																		
3. 化学物質を放散する建築材料等	塗料、接着剤、保温材等の材料については、原則としてホルムアルデヒド等揮発性有機化合物の放散量が小さく建築基準法の規制対象外である「F☆☆☆☆」の材料を使用すること。（標P-66 1.4.1）																																		
4. 防火区画貫通部	区画貫通の管類は、建築基準法に使い施工する。なお、その際の充填材はモルタルまたはロックウールとし、保温材はロックウールとする。 国土交通大臣認定工法（防火バテ等）の使用も可。（標P-80 2.8.1、標P-286 2.8.1）																																		
5. 配管用のスリーブ	地中部分等で水密を要する部分はつば付銅管とし、地中部分で水密を要しない部分のスリーブは、ビニル管とする。 上記以外に原則として亜鉛鉄板製とするが、柱及び梁以外の個所で、開口補強が不十分で、スリーブ径が200mm以下の部分は、紙製板状として良い。（標P-52 2.2.27、P-80 2.8.1）〔標P-286 2.8.1〕																																		
6. 専用工具の使用	塩化ビニル管・銅管、ポリ粉末銅管及び外面被覆銅管は、帯のこぎ又は丸のこ機などで切断し、パイプカッターによる切断は禁ずる。わじ切り機は、自動切り又は装置とする。 わじ切りに際しては、わじゲージを使用して適正（JIS規格）に切られているか確認する。（施工手順を撮影の上、工程写真に表す。）〔標P-64 2.5.1〕																																		
7. わじ接合剤	給水用、給湯用及び冷温水用の防食用ベストシール剤は、JWWA K 161に規定する水道用シール剤とする。（標P-52 2.2.28）																																		
8. 支持金物類	屋外、ビット内及び多湿箇所の支持金物類はステンレス鋼製とする。																																		
9. 外面被覆銅管の傷部修繕	埋設施工される外面被覆銅管（内外面被覆含む）については、継手スリーブ端及びチャック・パイプレンチの傷部分にプラスチックテープを巻くこと。（露出部分は原則不要）〔標P-234 2.5.4〕																																		
10. 銅管の傷部修繕	銅管（内面被覆銅管含む）については、わじ込んだ後、残りわじ部及びチャック・パイプレンチの傷部分に、十分な圧ひめベントを要すること。（標P-219 2.5.2）																																		
11. 排水機引込の接続	原則としてY管接続とする。（Y配管含む）																																		
12. 建物導入部の配管	管のたわみ性を利用した方法（スリークッション）で施工する。エルボ×5〔図P-110〕																																		
13. 標準埋設深さ	ビニル管（一般450H・車路600H） 銅管（一般300H・車路600H）〔標P-79 2.7.2、標P-283 2.7.2〕																																		
14. 土中埋設配管の巻回	外面を被覆していない銅管は、プライマーを塗布のうえ、防食テープ1ノ巻重ね1回巻きをさらにプラスチックテープ（JISZ 1901に準じたもの、厚さ0.4mm）で1ノ巻重ね1回巻きを行う。 また、継手等の部分は、ベトラウム系の充填材を詰め、表面を平滑にしたうえで防食シートで包みプラスチックテープを1ノ巻重ね1回巻きとする。（施工手順を撮影の上、工程写真に表す。）〔標P-79 2.7.3〕																																		
15. コンクリート埋設給水管・銅管	プラスチックテープ（JISZ 1901に準じたもの、厚さ0.4mm）で1ノ巻重ね1回巻きを行う。（標P-79 2.7.3）																																		
16. 埋設管表示テープ	下記の埋設管には、管頂部全長にわたって、粘着材付表示テープを貼り付ける。 ○直埋給水管（上水道本管接続部） <紺色> ○給水管（水栓以降） <紺色> ○銅管（受水栓～高圧水栓間） <茶色> ○弁管 <白色> ○消火栓 <黄色> ○ガス管 <緑色>																																		
17. 埋設管機械シート	各種管上部（地表から150mm程度の深さ）にビニル製機械シート（巾150）を埋設する。（排水管は除く）〔標P-79 2.7.1、標P-281 2.7.1〕																																		
18. 埋設管	土中埋設のガス管、給水管及び消火管の分岐部に設置する埋設管は次のとおりとする。（設置箇所は図示による） ・水漏れ防止は、アルミ製表示盤をコンクリート（200φ×300）で巻き込んだものを、ステンレス板で固定し、地上に露出させる。 ・鍍装部分は、キャップ又は専用工具を用いて設置する。																																		
19. 弁類	水栓以降の配管には5K型、その他は10K型。（JIS規格） 水道事業者指定（ ）内面をライニングした管に使用するわじ込み弁の弁等は管端防食継手の規定に準じた管端コアを備えたものとする。 呼び径65以上の弁は外ネジとし、（水道用フットシール弁は除く）〔標P-43 2.2.1〕 呼び径50以下の排水ポンプ用高圧逆止弁はパイプ付きでよい。 呼び径65以上の仕切弁、逆止弁はライニング弁とする。 屋内オイルクーラ及びオイルサーピスタンの最高液面以下に設ける元バルブ及びドレンバルブはJIS B2071（錆耐10K外ねじ仕切弁）または同等以上によるものとする。（所轄消防署の承認を要する）〔標P-43 2.2.1〕																																		
20. 屋外露出の弁類	防露・保温のステンレス鋼板による外装を施し、弁棒はグリスアップする。																																		
21. 埋設弁類の防食措置	弁州内等の直接土砂に接触しない箇所に弁類を設置する場合には、防食措置は原則不要とする。ただし、水道事業者の指定工法がある場合および、銅管等部分については防食を行うこと。																																		
22. 機器の防振措置	振動を発生する機器については、ダンプラットで固定し、かつ防振措置を施すこと。（特記無き場合は防振吊り金具、防振パットとする。）																																		
23. 可換継手	<table><tr><td></td><td>管 径</td><td>25以下</td><td>32～50</td><td>65～150</td><td>200以上</td></tr><tr><td rowspan="2">ステンレス製</td><td>水用</td><td>全 長mm</td><td>300以上</td><td>500以上</td><td>750以上</td></tr><tr><td>油用</td><td>管 径</td><td>20 以下</td><td>25 ～ 40</td><td>50 ～ 100</td></tr><tr><td rowspan="2">合成ゴム製（水用）</td><td>水用</td><td>全 長mm</td><td>300以上</td><td>500以上</td><td>700以上</td></tr><tr><td>油用</td><td>管 径</td><td>40 以下</td><td>50 ～ 80</td><td>100以上</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>全 長mm</td><td>300以上</td><td>500以上</td><td>700以上</td></tr></table> （油用で管径40以上は消防法令適合品とする）（鋼製フランジ付）〔標P-47 2.2.8〕		管 径	25以下	32～50	65～150	200以上	ステンレス製	水用	全 長mm	300以上	500以上	750以上	油用	管 径	20 以下	25 ～ 40	50 ～ 100	合成ゴム製（水用）	水用	全 長mm	300以上	500以上	700以上	油用	管 径	40 以下	50 ～ 80	100以上			全 長mm	300以上	500以上	700以上
	管 径	25以下	32～50	65～150	200以上																														
ステンレス製	水用	全 長mm	300以上	500以上	750以上																														
	油用	管 径	20 以下	25 ～ 40	50 ～ 100																														
合成ゴム製（水用）	水用	全 長mm	300以上	500以上	700以上																														
	油用	管 径	40 以下	50 ～ 80	100以上																														
		全 長mm	300以上	500以上	700以上																														
24. 防振継手	鋼製フランジ付																																		
25. ユニオンの使用	ユニオンは、呼び径25以上の見え掛り配管についても、原則として使用しないこととする。 調理器具の接続等ユニオン使用の必要性が生じた場合には、監督職員と協議すること。																																		
26. サーピスタンの油垢計	○ゲージ式（側圧式） ○ガス管式（流出防止型）〔標P-55 2.3.4〕																																		
27. 機織その他	機器類・弁類・保守工具及び配管等には適宜その名称、内容及び矢印等記入、もしくは樹脂製札に刻印したものを取り付ける。 （パイプシャフト・ビット内など隠ぺい部の配管等は、文字シール貼り付け可） 必要に応じ消防法、ガス事業法、液石法などによる標識（危険物、火気厳禁等）を設置する。（標P-19 1.7.4） (例)・弁類にSUS封金または耐射インシロックを取付、「O系統」、「OO系統」、「OOO（口径）」を刻印し、刻印は、「O系統」○○○（口径）に彫込み、接着剤で取付。 ・常時開、閉等の注意書きは、必要に応じて追記のこと。 ・室外機は「機器番号・系統名又は室名・竣工年度」を、室内機は「機器番号」を樹脂製札に表示すること。作成時に監督員の確認を受けのこと。																																		
12. 保守指導案内書	本工事の機械設備について保守管理に必要な案内書を2部作成し、完成図と一緒に提出する。（A-4版）〔標P-19 1.7.3〕																																		
13. 産業廃棄物処理	本工事により発生する建設廃棄物のうち、埋却施設及び最終処分場へ搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物処理が課税されるので適正に処理すること。																																		
14. 施工中の安全確保及び環境保全	(1) 倉庫など風水害による現場被害が予想される場合は、事前の現場養生を確実に実行し災害の予防に努めること。 (2) 事前の対策完了報告および事後の現場状況報告を、書面にて監督職員に提出すること。 (3) 正 常 作 業 期 間 現 場 運 営 を 休 止 す る 場 合 も 同 様 と す る。 (3) 塗装、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いは当たっては、当該製品の製造者が作成したJIS Z 7263による安全データシート(SDS)を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。（標P-9 1.3.5、標P-10 1.3.8）																																		
15. 解体等作業時の石綿対策	解体及び改修作業において、石綿含有建築材料を撤去する必要が生じた場合には、あたりに監督職員に報告すると共に、作業においては「石綿被害予防規則」を遵守すること。																																		
16. 建設発生の処理	○場内処理は敷地内 ○場外搬出は下記による 受け入れ場所（ ） 受け入れ場所での処理（ ） ○敷き均し ○たい積 搬出距離（ ） km 処分費 ○有償 ○無償 上記に示す受け入れ場所・距離は参考であり、実施にあたっては監督職員と協議し、決定する。（標P-103 4.2.1）																																		
※この特記仕様書における参考ページの略号は以下のとおりとする。 標＝標準仕様書、監＝監理指針、図＝標準図																																			
修正履歴：R060510																																			

2. 衛生器具工事（標P-249 1.1.1～P-254 1.1.13）	
1. 和風大便器	箱体との緩衝材付、鉛管接続の場合は吊り金物を使用する。和便器と前壁との隙間は、2.50mm程度を確保する。和風大便器用フラッシュバルブ壁面取り付けの場合はF.L.+800mm程度とする。（標P-299 2.1.2.7、図P-172、173）
2. 大便器	○洗浄弁式（ノンホールディング機構付） ●タンク式 ○電気開閉式〔標P-253 1.1.8〕 ○専用洗浄弁式〔標P-298 2.1.2、監P-633 1.1.8〕
3. 小便器	洗浄弁式（○手動 ○自動）〔標P-249 1.1.2、標P-298 2.1.2、監P-623 1.1.2〕
4. 説明シール等	器具付属の説明シール等は、下地を考慮し、最寄りに貼り付けのこと。
5. 紙巻器	ステンレス鋼板ワンタッチ形とする。○シングル ○側付二連〔標P-249〕
6. 水栓類	原則としてJIS規格、JWWA規格（目水栓）適合品とし節水にまとめる。シングルバルブは上げ吐水方式。（標P-253 1.1.6、監P-676 1.1.6、図P-68）
7. シールテープの除去	水栓類と配管を接合した後の、見えがけ部分の余分なシールテープは、カッター等を使用し丁寧に除去すること。
8. 化粧線の裏板補修	化粧線を壁に取り付けた際の隙間には、線の割れを防止するための補修材を設けること。（厚さ4mm程度、ゴムシート等） ○一般型 ○盗難防止型
9. 水栓栓芯	VB仕様 ○9000h ○1,200h 必要に応じコンクリート根巻き、または壁にバンドにて固定する。
10. 器具廻りのコーキング	陶器類、洗濯機・バケ等については、原則として器具廻りをコーキング処理すること。
11. 便 座	○温水洗浄便座（洗浄用加水温方式 ○暖房方式 ○貯湯方式） ○普通便座（ソフト閉止）〔標P-254 1.1.13〕

3. 屋内給水工事	
1. 給水方式	引込み付近圧水（ ）MPa ○水道直結方式 ○重力（高置水槽）方式 ○加圧送水方式 ○直結増圧方式
2. 水槽類	OFPR製 ○ステンレス製（○一体型 ○組立型 ○平板構造 ○保温構造） タンク本体は、地震及び地震力より生ずるスロッシングによって損傷を起さないような強度を有するものとする。 2m以上内外はし付。 マンホールは内装及び南京錠付。（標P-266 1.4.1、標P-303 2.2.4、図P-70～79）
3. ポンプ付風呂品	フート弁本体は、ステンレス製・樹脂製又は青銅製とする。（標P-255～262）
4. ポンプ電動機	屋外・全閉防湿形・屋内、（多湿箇所）全閉防湿形、（その他）防滴保護形〔標P-24 1.2.1〕
5. ポールタップフロート	○鋼板製 ○耐食性のある樹脂等 ○ステンレス製〔標P-50 2.2.20〕

4. 屋外給水工事	
1. 継手材	管端防食継手とし、継手受口の隙間には専用テープを使用すること。（標P-37 2.1.2.5） （注）JIS規格方式は不可）
2. 量水器	親・子メータ（○貸与 ○買取り） 子メーター（○貸与 ○買取り） ○集中検針装置 給水装置に使用する場合は、水道事業者の承認を受けたものとする。（標P-49 2.2.16）
3. 量水器側	呼び径32までMC-1（430×310×550フタMFB-1）、呼び径40～65までMC-2（710×510×510フタMFB-2）外付。 呼び径80からはMC-（1100×710×750フタMFB-3）外付。とする。（標P-295 1.8.4、図P-92）
4. 仕切弁類	呼び径25までVC-0P、呼び径40までVC-1（180×180フタB1）、呼び径50～80までVC-3（300×300フタMHA-P300）とする。 呼び径100からはVC-5（450×450フタMHA-P450）とする。（標P-295 1.8.2、図P-91）
5. 弁類、量水器の固定	建築部分以外に設置する弁類、量水器側については、コンクリート巻きにて固定のこと。 弁と蓋とは鎖でつなぐこと（鎖は消磁錠めっき仕上げまたはステンレス製）
6. 伸縮ジョイント	銅管とビニル管の接続箇所には、エラス（又はフリー）ジョイントを使用する。

5. 屋内排水工事（標P-40～P-42、標P-63 2.4.8）	
1. 洗面器等の排水管	洗面器および手洗器に直結する排水立管又は器具トラップよりワンサイズアップとする。
2. 床上掃除機の排水管	汚水系統に取り付ける床下掃除口直下の曲管は90°長曲管とする。
3. 器具との接続	原則として配管接続とする。（ジャバラ・簡易ゴム接続は不可、専用アダプター使用のこと）
4. 通気立管排水気弁	通気立管 ●アルミ（耐食性） ○ビニル製 排水通気弁 ○屋内外型 ○屋外型
5. 排水パイプ	トラップ樹は原則として、樹脂製とする。（標P-293 1.7.3）

6. 屋外排水工事（標P-295～P-296）（標P-40 2.1.2.6）	
1. マンホールふた	○鉄板製（OMHA形 OMHB形 OMHD形）名称入り蓋、頒付とする。 （鎖は消磁錠めっき仕上げまたはステンレス製）〔図P-30〕
2. 汚水・雑排水汚	既設コンクリート剛使用可。深さ1.2mを超える樹には足場金物（巾×150以上 防錆処理）を取り付けること。（標P-93～98）
3. 小口径機	塩化ビニル ○防護蓋T-8（内蓋付） ○角穴ミカゲ（SUS鉄鋼） ○コンクリート巻（塩化ビニル付200） 径×150h

7. 給湯工事（標P-37～P-40）	
1. 貯湯槽の材質	OSUS444製 ○ステンレス鋼板製（電気防食装置付） ○鋼板製〔標P-272 1.4.3、図P-78、79〕 ○ステンレスクラッド鋼板製（電気防食装置付） ○鋼板製
2. 膨張水槽の保温	ロックウール2号 50t、外装はステンレス鋼板（0.3t）
3. 瞬間沸湯器	耐塩処理（○要 ○不要） 配管カバー（○450h ○ ） 吹出口は歩行面+2,000以上 ○設定温度50℃以下（ガス瞬間沸湯器のダウライト着火方式・燃焼品の場合）
8. 清化工事（標P-37～P-40）	

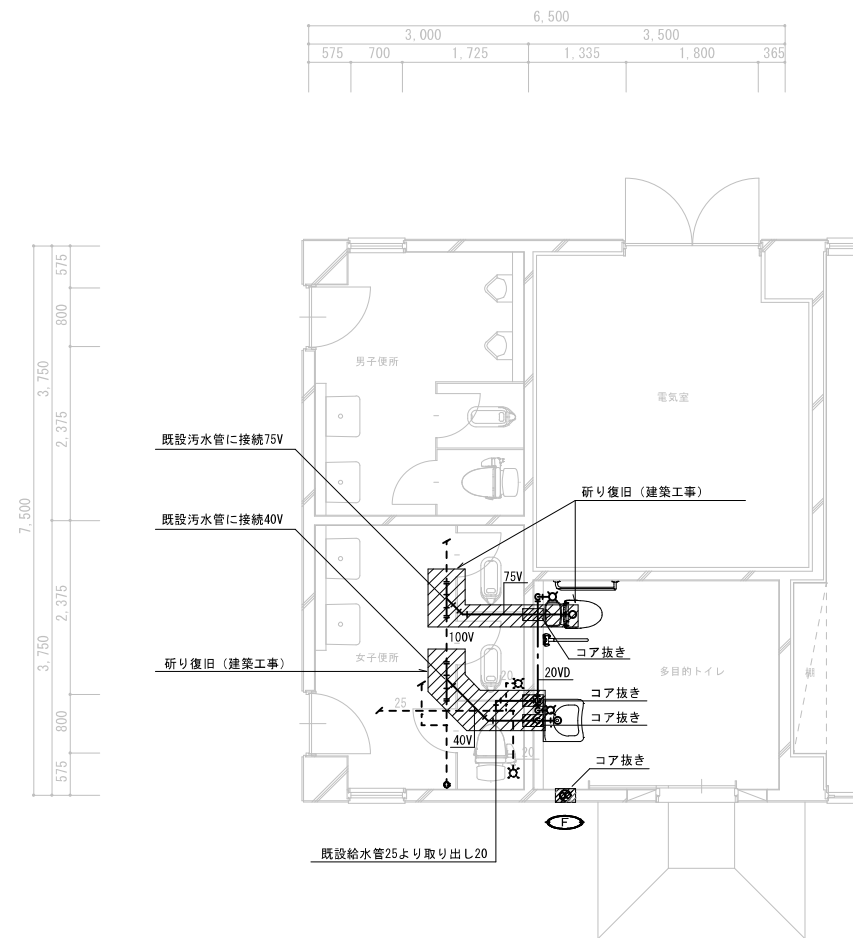
1. 屋内消火栓箱	
○1号	ホース掛型とする。 鋼製t=1.6mm 操作方式表示付き
○易操作性1号	日本消防検定協会の鑑定証票が貼付されたもの
○2号	○広範囲型2号〔標P-274 1.5.2、図P-80～89〕
2. 消火栓開閉弁	
4.5" 回転式で1.0MPa型とする（JIS規格）。 ○一般型 ○定圧逆流型	
3. ポンプ付風呂品	
フート弁本体は、ステンレス製・樹脂製又は青銅製とする。（標P-261 1.2.8、図P-179）	
4. 消火栓の保温	
屋内は原則保温不要。屋外は図示による。	
9. ガス工事（標P-310～321、図P-177、178）	
1. 種類	○都市ガス（発熱量 MJ/m ³ ） ○液化石油ガス（プロパンガス）発熱量50.2MJ/kg
2. ガスメータ	マイコン型 ○貸与品〔標P-313 2.2.1.3、標P-319 3.1.3.4〕
3. 充満調整器	○フロバ・座 ○集合装置+転倒防止型（鎖はステンレス製） ○バルク貯槽
ガス配管専用のベストシール剤を使用すること。	
4. わじ接合材	
屋外ライニング銅管継手の受口隙間は専用テープで充填すること。 器具接続以外にユニオン継手は使用しないこと。	
5. 絶縁継手	
外部から建物内へ引き込まれる箇所の付託の露出配管部に絶縁継手を設ける。（標P-315 2.2.5） 有資格者の責任施工とする。使用材料についてはガス事業者の規定に準ずる。	
7. 施工	

10. 浄化槽工事 【標P-335～352】	
1. 型 式	建設省告示1292号（最終改正第154号）に指定する構造とする。 処理対象人口・処理水量・処理方式については、図示による。
2. マンホール ふた	OMHA型 OMHB型 ○銀鋼板（4.5 t） ○標準FRP ○耐荷重FRP ※メーカー標準を除き全てボルトロックとする。 銅板面の下についてはメンタスラを考慮し、分割を検討する。取手付 【標P-347 1.2.17】
3. 金物類	支持金物、ボルトナット、その他すべてステンレス鋼製（SUS304）又は、溶融亜鉛めっき仕上による。
4. ユニット型 浄化槽の提示	仕体内・分岐度注水の後、良質土にて深さ1/3程度ずつ周囲を均等に突固め水締めを行う。 【標P-351 3.2.1】
5. 標識の表示	浄化槽工事現場に国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げること。（浄化槽法第30条）
6. 浄化槽設備士 の立会い	浄化槽設置に係る工事に、浄化槽設備士が立会い確認している状況を、写真に残すこと。 「浄化槽設備の技術上の基準」に基づき施工することとし、浄化槽設備士の立会い写真を含む工務写真 を準備すること。

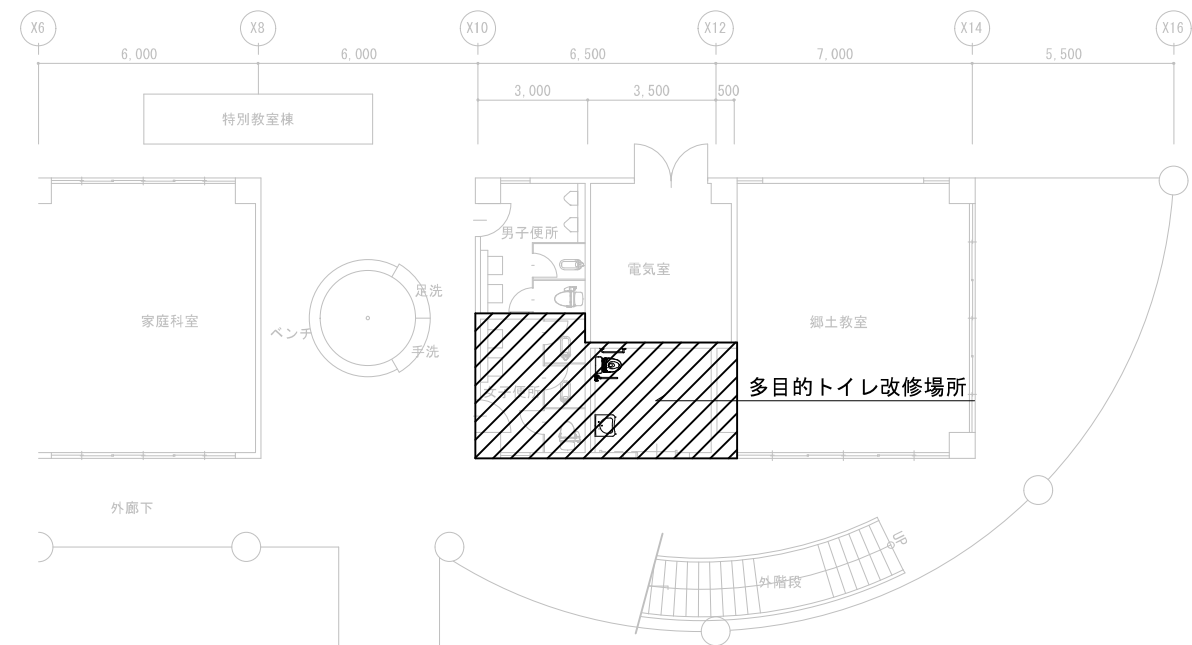
品名	型番		備 考	数量
	TOTO	LIXIL		
洋風大便器 (床下排水)	CS597BCS・TCF5841AUPN	BC-P110SM-AY+DQ-PA150CH CW-P11FLQE-NEC-STG	棚付二重紙巻器 (SUS)・表示板・他付属品一式・ロータンク・床給水 蓋なし温水洗浄便座 (瞬間式)・壁付リモコン (自己発電式、洗浄ボタン)	1
洗面器	L270D+TEN40A	L-275AN+AM-300CV1	自動水栓 (単水栓)・Pトラップ・他付属品一式	1
手すり	T112CL11	KF-926AE80D25J	樹脂被覆・L型 前出寸法230・固定金具	1
手すり	T112H7	KF-481EH70J	樹脂被覆 (700L)・はね上げタイプ・固定金具	1
化粧鏡	YM4560AETク	KF-W610H900E (AY)	600×900 (盗難防止)	1

記号	名称	使用区分	管 種
—— — ——	給水管		内外面塩ライニング鋼管 S G P－V D
—————	排水管		ポリ塩化ビニル管 V P

記号	名称	能力及仕様	台数
Ⓕ	パイプファン	150Φ×160m³/H×5pa×6.5W・深型セルフード150Φ（ガラリ付）	1



多目的トイレ詳細図 S=1 : 50



1 階平面図 (改修後) S=1 : 100